

【自宅の整理】

勾留により生活保護の受給が停止となり、家賃が払うことが出来ず賃貸アパートの退去を余儀なくされた。そのため結果として帰る自宅がなくなることもあってか施設入所に関する本人の同意は得やすかった。

なお、家財の処分に関してはストックスペースの関係もあって、限られた範囲の物（アルバムや手紙など）とし、本人に確認しながら福祉関係者が自宅の整理を行っていった。

③公判

【8月22日】

〇〇簡易裁判所において第1回の公判が開かれた。弁護側の情状証人として日頃関わっている福祉関係者と受け入れの意向を示した入所施設の関係者が証言した。

日頃の状況を知る福祉関係者からは、知的障害の状況を実際の生活場面での評価や単身生活での孤独さ、犯行動機が分からないこと（単純な生活困窮ではない）、前回裁判で執行猶予が出された後の対応などを述べた。また、入所施設関係者からは直ちに受け入れられる状況であること、これまでも反社会的行動をとる知的障害者への支援を行った経験や施設の専門性などが述べられた。

被告人質問が行われ、悪いことをやってしまったことの反省は述べるが、具体的な動機や手口などについては不明朗になった。一方で、入所施設の利用については明確に利用する旨を述べた。

検察からは1年6月の求刑が出され、対し弁護人は再度の入所施設の受け入れ先もあり、再度の執行猶予を主張した。

【9月5日】

判決が出され懲役10月の実刑判決となった。

④控訴について

控訴については、事実関係を争っていないことから原判決が変わる可能性が極めて考えにくく、また高裁審理に時間を要し、結果として出所時期が延びること。更に高裁審理に際して勾留場所が遠方になり面会にも限度がでる。それらを勘案して本人に対して、控訴をしないような助言を福祉関係者が説明を行った。本人も納得したものと思われた。しかし、控訴期限が過ぎたところで、弁護人より連絡があって、本人が控訴手続きをしていたことが判明した。そのため、本人に面会し控訴を取り下げるように再度助言した。数日後、面会したところ本人より控訴を取り下げたとのことであった。

⑤その他の支援

今後、矯正施設に収監された場合に所在を福祉支援者に知らせるための親書の出し方を説明したものを差し入れを行った。

⑥今後の支援上の課題

【所在確認】

出所後の生活を支える方向性は出ているものの本人との連絡を取る方法は、あくまで本人からの連絡を待つのみであり、どこにいるのか所在が分かれば出所後の生活を見据えた支援体制を整え、円滑な受け入れにより隙間のない支援を行えるようにしたい。そのための所在確認が重要になってくる。

【出所が満期か仮釈放になるのか】

頼るべき家族がいないため帰住先を入所施設として仮釈放が出されるかどうか不透明である。仮釈放の段階であれば本人も生活場所を入所施設として選択し契約も結びやすいと考えられる。

⑦本裁判から見えてきた課題

【裁判を受ける力があるかどうか】

今回の裁判からも知的障害者が受ける能力があるのかどうか確認する必要がある。前回裁判では検察が行った簡易鑑定で責任能力があるとの結果だった。しかし、裁判で使われる用語は難しく、公判で何が話されていたのか本人自身も理解できていないと思われる。外国語を母国語としている刑事被告人であれば通訳が入る仕組みであり、知的障害者が刑事被告人となる場合においても審理内容等を本人に分かりやすく伝えるための方法が必要である。

【福祉関係者が刑事裁判に関わる意義】

本事例では頼るべき家族もおらず天涯孤独な人でもあり、福祉関係者が関わることで出所後の生活環境を設定し本人にも承諾を得ている。これによって再犯の可能性は相当軽減されたものと思われる。このように再犯を減らすためには、「入り口」ともいうべき裁判段階から関わり出所後の安定した生活があるという安心感を本人も抱くものとする。

【執行猶予段階での関わり】

今回の事例では先に執行猶予の判決が出ており、その段階で入所施設の利用を検討すべきではあった。ただ、そこに至らなかった理由には、契約に基づく施設利用は本人の同意が得られ難い。根気強く福祉関係者が本人を説得することが求められる。

また、裁判においても執行猶予と併せて保護観察の扱いを加えるなど現制度上も可能な方法を駆使することで、地域生活の安定を支援する体制を強化できるのではないかな。

事例 2

詐欺罪で起訴された被告人に付いた国選弁護人が、被告人との面会や被告人が受けた過去の刑事裁判等の資料から、被告人に何らかの知的な障害があるとの疑いを抱き、先輩弁護士の助言もあって知的障害者の支援に携わる福祉関係者と連携を図ることとなった。

①被告人及び事件の概要

被告人は、40代前半の男性。無職で住まいはない。家族は遠方に両親がいるものの最近交流していない。窃盗などの前歴があり服役もしている。7年前に出所してからは職に就くも長く続かず転々としていた模様で、ここ数か月は万引をしたりで警察に検挙されるなど生活が荒んだ状況にあった。

今回逮捕に至ったのは無銭飲食をしたためである。

②福祉支援者としての所見

弁護士からの依頼を受け、初公判の数日前に面会のため勾留中の警察署を訪ねた。一般面会という限られた時間の中での話であり、もちろん初対面でもあるため十分なコミュニケーションとは言い難いものではあった。

通常の会話には支障はなく、これまでの学歴や職歴などの質問には答える力はあった。一方で、

抽象的な質問や語意の分かりにくい質問には、スムーズな答えを言えずにいた。制限された環境の中での面会であり断定的なことは言えないが、いわゆるボーダー域にある軽度知的障害者に見られる言語コミュニケーションの特徴を呈していた。これまでの履歴から鑑みて、若い頃は知的な障害がないものとして一般就労するなど、何とか自分の努力を重ねていくことで周囲に溶け込もうとしていたものと思われる。しかし、徐々に本人の努力だけでは障害のない人に合わせていくことが難しくなり、結果として離職や生活の乱れ、反社会的な行動という負の連鎖に陥ったことが想像された。

③裁判に向けて

この裁判では、事実関係について争うことなく、また被告人の家族と連絡を取り、示談に必要な金銭的援助も受けられたため執行猶予の判決が期待された。

しかし、ただ単に執行猶予となり身柄の拘束が解かれただけでは再犯の可能性が否定できない。そのため、今後の生活をどのようにするのかも考える必要がある。現状では知的障害が疑われるが療育手帳を所持している訳ではなく、また本人もそのような状況にあるとの認識がない中では、知的障害者の福祉サービスを利用することは不可能である。今回の被告人は住まいも無い状況であり生活の再建を図ることと再犯を防ぐための支援の場として更生保護施設の利用を申し出るように被告人に勧めた。

被告人自身も更生保護施設の利用を希望し、公判においてもその旨を述べた。

一方、受け入れ先となる更生保護施設があるかについては、所管の保護観察所に対し、当該被告人が判決後に自ら申し出た場合に、更生保護施設の利用が円滑に行われるよう弁護士から依頼をした。

更生保護施設を一定期間利用する間に、福祉的な支援を要すると判断された場合には、更生保護施設と福祉関係者の連携を模索できるとも考えた。

④結果

判決は、執行猶予の付いた有罪判決となった。

公判終了後、弁護士が伴って保護観察所に向き、更生保護施設の利用申請を行った。

⑤今回の裁判から

ア. 国選弁護士として関わった被告人に知的障害があることが疑われた時に、福祉関係者に協力を得ようとしたことは有効であった。ただ、制度的な裏づけがあってなされたものではなく、あくまでも弁護士及び福祉関係者の試行的な取り組みとして行ったものである。

イ. 時間的な課題があった。福祉関係者が被告人に会ったのは初公判の数日前であり、福祉サービスの利用につなげることなどは極めて難しい状況にあった。

ウ. 判決では執行猶予を得たが、保護観察は付かなかった。そのため、再犯を防ぐための指導体制がない状態で、生活基盤も脆弱な障害者及びそれが疑われる人にとっては、返って再犯の虞が高まり、結果として執行猶予中に事件を起こし刑務所に入るような事態にもなる。執行猶予が付くと同時に再犯をさせないための保護観察と生活の安定を図るための福祉的支援の両立が重要である。

(3) 障害者が犯した刑事事件に関わった弁護士への聞き取り

これまでに、被告人等が障害者であるものに多数関わっている弁護士に聞き取りを行い、刑事裁判での諸課題や福祉関係者への期待などを聞いた。

○これまでの経験で刑事被告人が障害者あるいは疑われる人であったことがあるか

具体的な数字ではないが、少なくない数で遭遇している。当番弁護士で被疑者段階での接見で、精神障害があるような場合には精神保健福祉法に基く対応を図るよう関係諸機関に働きかけるようにしている。

中軽度の知的障害があると疑われる者は、一応の社会生活を営んでいるため一見すると障害があるようには思えないこともあるが、知的障害者に関わったことのある経験者であれば、知的障害があることをかなりの可能性で見極められる。

○実際に知的障害のある被告人を担当したことがあるか

これまでに数例ある。そのうち療育手帳を有していた者もいた。それらに関しては福祉関係者もいたので連携を図りながら取り組んだ。一方、療育手帳を有しない者の時には、所在の自治体に対し知的障害が疑われることでの協力を要請するものの拒否されてしまった。これについては、むしろ民間の福祉施設が引き受けを申し出てくれるなど柔軟な動きをとってくれた。

○被告人に知的障害がある時の裁判について

刑事裁判の課題は大きい。そもそも裁判の場では、訴訟能力があるのかという議論がされるべきである。

また、裁判に携わる者が知的障害に対する理解が乏しい。これは、弁護士にも当てはまるもので研修等を実施しなければならないと考えており、様々な機会を設けるよう取り組んで欲しい。

さらに、裁判官にも現状をよく見てもらいたいと思う。数年前のことだが、ある知的障害者の公判中に裁判官の発言で、「山陰方面に障害者が入る刑務所が出来ようだから」というものだった。PFI刑務所の特化ユニットを指していたのかと思うが、矯正施設や出所後の支援があるからといって安易に実刑判決が出されてはならない。

○出所後の支援に向けた動きがあることについて

期待したい。前述のように出所後に支援があるから刑務所へという流れでは困るが、障害のある人や高齢者など幅広く福祉的な支援を必要とする人への支援は大切である。

○年から始まる被疑者国選について

このことにも期待したい。警察での取調べ段階から弁護士が関わるので、知的障害が疑われるような場合には、必要な福祉支援との連携が図りやすくなる。これまでの国選弁護では、被告人に会ってから初公判までの時間があまりに短く、福祉的な支援を模索することは困難だった。

今後は、関わってからの時間が長くなるのを活かして、福祉関係者とも積極的に連携ができれば、刑務所に行かずに安定した地域生活への移行を目指せる可能性が広がると期待したい。

(4) まとめ

以上の試行的事例と経験ある弁護士からの聞き取りを踏まえ、次のような提言をする。

1. 知的障害者や疑いのある者が、事件を起こし逮捕・勾留された段階で、福祉関係者と関わることは有効であり、そのためにも弁護士が障害に気付くか否かが重要になる。そのために知的障害の理解を深める場が必要である。併せて、警察や検察、裁判官にも同様のことが求められる。
2. 今後、新たな制度として被疑者段階での国選弁護人が付くことになる。これを契機に、公判までの時間的な余裕が出来るので福祉関係者との連携も組みやすくなる。従来の裁判では国選弁護人が被告人と出会ってから初公判までの時間が短く、事件の被害者に対する謝罪や示談を整えるのが精一杯で、裁判以降の被告人の生活を整えるなどは困難なことである。生活場面での支援を要する者に対しては福祉的なアプローチを行うことが必要で、それが再犯を防ぐことにつながると言える。
3. 隙間のない支援が大切である。知的な障害がある場合、支援体制に綻びがあるとその綻びからこぼれ落ちやすい。現状の仕組みでは有罪で執行猶予の場合、被告人が自らの意思で福祉的なサポートを求めなければ支援がない。そのことで隙間が出来てしまう。執行猶予の場合でも保護観察が付くなど、再犯防止と生活再建に向けた指導がなされることが大切であろう。

また、現在進められている「地域生活定着支援センター（仮称）」の機能にも期待したい。出所後に止まらず裁判段階で関わる事が出来れば、罪を犯した障害者を福祉的な支援への橋渡しとして有機的な役割を果たすものと考えている。

4 和歌山県福祉事業団の取り組み

研究協力者 社会福祉法人 和歌山県福祉事業団事務局 経営課主任 松本 一美

和歌山県福祉事業団は、同事業団の「地域生活移行にかかるスクラップ&ビルド＝障害者自立支援法にかかる入所施設を利用できない軽中度障害者スクラップ&ビルド」をベースとして県立施設の今後のあり方を「県障害福祉課」と平成16年からワーキングを実施中。そこで、障害者自立支援法の施行にかかる「入所授産施設＝由良みのり園（定員50名）」の再活用「制度になじまない＝触法・非社会的傾向者・独り生活困難者・不乱的傾向者」等々の人たちの「生活・就労・自律トレーニング」の場としての「障害者更生援護施設」としての「特化したセーフティーネット機能」への位置づけを「県障害福祉課」と協議を行っている。

こうしたなか、和歌山県福祉事業団では、この間実際に罪を犯してしまった人の支援や、罪を犯す虞のある人の支援を行ってきた。

「触法障害者」というテーマに関わる一つのきっかけは、『和歌山カレー事件』である。この事件が起こった2年後、容疑者宅が放火される事件があった。事業団のかつての利用者がこの犯人だった。

これ以外にも、暴力団関係とつながりのある利用者、家族から売春を強要されていた利用者、夜間車両荒らしを繰り返す利用者等々、施設の特性からも、中軽度の方が多く、制度の狭間に位置する方、反社会的行為を繰り返す方等罪を犯す虞のある方が非常に多いのが現実である。

この多くの利用者が、放火事件のように同じ過ちを繰り返さないようにという願いで支援を続け

ているところだ。

以下、触法・虞犯障害者支援に関わる具体的取り組みの例を挙げる。

(1) 個別事例

事例1 Aさん 24歳男性
罪名：殺人（利用時満期出院）
保護者なし

- ・少年院、保護観察所より出院後の受け入れの相談支援あり
援護市、事業所、関係者とのケア会議実施
出院前の面談
出院後定期的なケア会議を開催
- ・出院時は、先ず生活基盤を安定させることに重点を置く。そのために、事業団での短期入所事業を利用する。
しかし、他利用者との関係を考慮し、園内での事業利用ではなく、職員住宅の空室を利用する。
生活基盤を安定させると同時に、日中活動の部分で他法人と連携を取り、生活の場と活動の場で支援をする。
- ・2か月間の短期入所事業利用後、市営住宅に単独入居し、現在は居宅介護や権利擁護を利用している。
日中は、就労継続事業所にて、リサイクル事業に従事し1か月40,000円前後の収入を得ている。
- ・今回、『少年院』からの出院ということから、事前の情報を大変多く提供していただき、短いながらも準備期間を持てたことは、大変良い事例であった。
生活、サポートという点においては、事件後3年以上経過していたが、幼少の頃から本人を良く知る関係者が多くおり、何よりも援護市が中心になってサポート体制を整えたことが、現在の生活の安定につながった大きな要因と考える。

事例2 Bさん 21歳男性
罪名：恐喝（利用時保護観察中）
恐喝で検挙される以前にも、無免許運転や窃盗（自転車無断使用）で補導歴有

- ・養護学校や援護町より、今後の支援方法の相談あり。
- ・『保護観察期間』という強制力がある期間、先ずは生活基盤を安定させるために、短期入所事業を経て入所施設に入所する。
- ・保護観察中は、月2回保護司が来園し、関係者を含めケア会議を行う。

事例3 Cさん 38歳男性
罪名：窃盗（執行猶予期間中）

- ・当事業団入所施設利用しているが、帰省中隣家に入り窃盗を繰り返す。

・一か月勾留後、「施設が十分な監護をする」ということで、執行猶予となり現在引き続き入所施設利用している。

(2) 和歌山県福祉事業団としての今後の支援について

行刑施設からの出所者や罪を犯す虞のある方々をサポートし、犯罪を未然に防ぐためには、まずは生活の場を保障し、安定させることが重要になる。

障害がある受刑者の多くは、出所後の生活基盤が脆弱で、それが故に再犯につながる可能性が高くなっている事実もある。

「生活」「就労」「自律トレーニング」の場としての「地域生活定着支援センター（仮称）」として、「特化したセーフティーネット機能」への位置付けを考え、事業団内でも今後のあり方を模索、協議しているところだ。

罪を犯した障害者に対応した「障害者に特化した受刑所の建設、犯罪障害者矯正社会復帰施設の建設」「社会復帰障害者再犯防止サポートセンター」等々について、「県レベル」への提案には未だ至っていないが、県会議員を介して提案している。

なお、事業団としては「近畿地区をカバー出来るキャパ」の触法関連の事業を探っている状況である。

5 更生保護施設の実践実例

研究協力者 更生保護法人 東京実華道場 ステップ押上 施設長 森山 秀実

(1) 更生保護施設の実情

更生保護施設の保護対象者は更生保護事業法等によって細かく定められているが、対象者の多くは、「①保護観察を付されているもの」「②刑務所を満期釈放されたもの」「③刑の執行を猶予されたもの」「④起訴猶予されたもの」「⑤その他」となっている。

しかし、更生保護施設は、上記法律によって定められた保護対象者のすべてを収容しなければならないということではなく、環境調整として施設受入の可否を選択することが出来る。選択の基準は、多くの施設は定款で「更生保護施設の目的として…その自立更生に必要な保護を行い、もってその者の更生を図ることを目的とする」とある。この自立更生の前提があるため、次のような要保護者が引き受け不可となるケースがきわめて多い。

- A：就労が困難な者…①身体障害者、②病弱者、③高齢者
- B：犯罪内容が地域対策上配慮の必要な者…①性犯罪者、②放火犯、③世間の注目を浴びた事件の犯罪者
- C：依存症…①覚醒剤、②アルコール、③シンナー等薬物
- D：施設の管理運営上配慮の必要な者…①粗暴犯罪、粗暴性格者、②暴力団等、反社会組織に属する者

上記のような人たちが更生保護施設の処遇対象から除外されるが、その判断の程度は更生保護施設によって差があり、受入の可否判断は更生保護施設に任されている。

(2) 東京実華道場における障害者受け入れ状況

そこで、東京都内の更生保護施設「東京実華道場」における障害者の受け入れ状況について調査してみた。

前述したように、東京実華道場においても上記(1)、A、B、C及びDに該当する人たちの受入には慎重である。しかし犯罪の内容や生活状況などをチェックして前向きに取り組んでいる。過去においても聾啞者を数例保護したことがある。高齢者には難聴も多く、テレビの音を大きくするなど、就労難の他、同室者がある場合には他の被保護者との関係も配慮しなければならない。疾病などは身上調査書だけでは不明確で更生保護施設に入所してから病気が判明したり、発症したりする事例もある。罹病者、罹病の疑いのある者について、診察、加療や入院の医療措置はその都度区の福祉にお願いして面倒を見て貰っている。当会の更生保護施設の存在する文京区及び墨田区の福祉の対応には感謝している。ただ、福祉に依頼するケースは多々あり、被保護者の非常識や保護施設側の知識不足により難渋することもある。障害者、病弱者や高齢者に折角生活保護を適用して住居の配慮までして貰ったのに、規則、規律を守らず、その措置を無駄にしてしまうことも間々ある。矯正施設が作成している身上調査書にはIQ相当値が記載されているが、軽度の知的障害とされているIQ相当値69以下の者が30%程度いる。IQ相当値40以下の者も在所しているが、社会生活が出来ないとは言えない。更生保護の処遇とIQ相当値の関連についてはさらに議論を進める必要がある。

平成19年5月の東京実華道場の被保護者の状況

収容定員：14人、収容人員：15人（収容保護率107%）

100～	2人
70～99	6人
50～69	3人
39～49	3人
不明	1人

平均年齢：49.3歳

IQ相当値：最低値39 最高値104

これまで東京実華道場ではIQ相当値39以下の対象者は数名いたが、療育手帳を所持していた人は皆無である。

事例 被保護者の実例 S氏

57歳 IQ相当値39。刑務所を仮釈放になり、環境調整を経て当施設に帰住した。結婚歴なし。本件傷害・暴行により初受刑。

S氏の当施設での生活状況は次のとおり。

【コミュニケーション】

- ・何を聞いてもYESと答え、念を押すとNOと答える。
- ・S氏の言っていることを理解するのに、何度も聞き返して確認する必要あり。
- ・こちらに伝わったことを復唱するとNOと言う。

【生活行動】

- ・壁と向かい合って長時間にわたり独り言を言いながら立っているなどの奇行があり、他の被保護者から気味悪がられている。
- ・真っ暗な食堂で長時間じっと座っている。

・促されないと入浴をしないので、異臭がある。

【就 労】

- ・受刑前は建設作業員・製本工として継続的に就労していた。
- ・当施設在所中も経験のある建設作業員・製本工として稼働。
日・祝を除く出勤率52.5%（全体平均57.5%）。

【自 立】

- ・自立資金として約250,000円貯蓄。
- ・一人で不動産屋に行きアパートの賃貸契約をした。家賃26,000円、保証人なし。（アパートでの生活歴はあるが本件受刑前は飯場生活）。
- ・11月18日退所予定。

程度はさておき知的障害者である可能性は極めて高いが、予想以上に生活力があり、IQ相当値だけで生活力は判断できないことがわかった。S氏はこれまで福祉につながることなく自立生活を営んできた。兄弟とも疎遠になっており、今後も一人で生きていこうと努力している。

今後仮に、自立困難な知的障害者の疑いがある被保護者が、福祉に頼ろうとする場合、「これからあなたは知的障害者として生きた方がよい」という宣告をしなければならないケースも出てくるだろう。本人にとって何がベターな選択は何かの判断は難しい。

(3) 実践事例

東京実華道場では療育手帳を所持している中度の知的障害者を受け入れ、福祉施設に繋がった事例があった。親族から「かかわりたくない」と引き受けを拒絶され、就労自立も叶わずに入所施設での生活を選択せざるを得なかったケースである。本人は出身地である山梨県には帰らずに、東京で生活するという意思を固めたため「愛の手帳」の取得を試みたが、都の心身障害者福祉センターより更生保護施設入所中であること（ショートステイであり住居として認めない）を理由に申請は受け付けられなかった。結果的には療育手帳の交付元である山梨県の施設に入所することになった。

以下が事例の詳細である。

性 別：男性

出身地：山梨県

家族構成：父・母・兄・妹

IQ相当値：56（言語性IQ55、動作性IQ46以下、全検査IQ40以下）

在所期間：平成19年1月30日～平成19年5月21日

【生育環境】

山梨県で生まれ両親の元で兄妹とともに生育。実父からしばしば暴力を受けていたため恐れ的情感がある。中学から特殊学級。17歳で療育手帳を取得（B-1判定）し福祉作業所に通所。19歳時に父からの暴力が激しくなったため家出し野宿生活となる。

【就労歴】

中学卒業後は父の大工仕事を3年ほど手伝うが、仕事ができないといってしばしば父親から暴力を受ける。

17歳時に福祉作業所に通所し紙折り作業をするが、月に17,000円ほどの収入しかないのが不満で

1年数か月で辞める。その後は、実家でペットの世話をして小遣いを貰う生活。

【非行・犯罪歴】

19歳 万引き（缶ジュース1本） 警察注意
21歳 窃盗（賽銭泥棒） 懲役1年 執行猶予付（取消）
22歳 窃盗（賽銭泥棒） 懲役10月（本件）

【当施設入所までの経過】

環境調整時点において療育手帳を所持しているとの情報があったので、事前に状況の把握をするため平成18年8月に当施設職員が矯正施設へ赴き本人との面接を実施した。当方の質問をわかりやすく噛み砕いて話せば受け答えは十分できていたので、当施設での集団生活には十分馴染め、就労自立も可能であると判断し受け入れを決定した。

仮釈放当日（平成19年1月30日）は職員が出迎え、当施設に帰住した。

【当施設での生活状況】

当所に入所して間もなく、派遣会社に登録し仕事に行くも1日出勤ただけで翌日から待機状態となる。その後、施設の協力雇用主である土建会社に行くことになったが給料に見合う仕事ができないとのことで、やはり1日働いただけで解雇となる。その後は求職活動も消極的になり、不就労の状態が続いた。生活面においては同室者から本や菓子を盗んでトラブルになることがあった。

母親には親和していたので本人が何度か手紙を出したところ、暫くたってから施設あてに「本人とはもう関わりたくない」という内容の手紙が届くが、本人に伝えることはできなかった。

本人の就労自立は不可能と判断し、退所先の確保のため福祉施設入所について検討することにした。

【施設のとった措置】

本人は犬の訓練士になりたいとの希望があったので、パピーウォーカーへの道を探るため本研究会の研究分担者である山本譲司氏に相談し関係者に話しを繋いで貰ったものの、遠い道のりであることがわかり断念した。また、福祉施設への入所について研究協力者である赤平守氏に相談し、都内及び近県の入所施設やグループホームを懸命に探していただいた。結果、東京と神奈川の2つのグループホームの情報を提供していただき見学が可能となった。そのうち神奈川県のグループホームからは受け入れ可能の回答を得ることができた。

まずは「愛の手帳」の申請を試みるため東京都の心神障害者福祉センターに対し、更生保護施設入所中ということを見せて、他県の療育手帳を所持している場合の愛の手帳申請方法を相談すると、今後東京で生活するのであれば各種の福祉サービスが受けることができるので「愛の手帳」を取得すべきとの回答を得た。ところが手続きに向けて話しを具体化させたところ、「更生保護施設はショートステイであり入院などと同様の扱いとなるため住居として認められず申請は受け付けられない」と対応が変化し、療育手帳の交付元である山梨県〇〇市が援護の実施者であるとの見解を示した。その後、山梨県〇〇市より県内の入所施設の紹介を受けたので、山梨県の施設に赴き面接を受けたところ受け入れ可能との回答を得た。本人は、受け入れ可能となっている神奈川県グループホームと山梨県の入所施設のいずれかを選択することになったが、山梨県の施設へ面接に行った際に小学校の同級生に会ったことが決め手となり、山梨県の施設に行くことを自ら選択した。

平成19年5月21日に当施設を退所して山梨県の入所施設に転居となった。

▼東京都心身障害者福祉センターの見解

- ・更生保護施設の位置づけとしては一般論として短期間の入所施設であり、入院などと同様に扱う。
- ・援護の実施者は入所前、入院前の住所地が障害者自立支援法の主体自治体である。
- ・東京都の場合は都が直接判定しているが、他県の場合は福祉事務所が窓口になる。
- ・どこの福祉事務所が管轄するのかは自治体相互の話し合いにおいて決定する。

【現在の様子】

山梨県の入所施設で大工見習いに精を出し月に2万円の工賃を得ている。平成19年9月14日付で障害基礎年金が支給されるようになった。近い将来、グループホームに移行する予定である。

【まとめ】

結局、本人は療育手帳の交付元である山梨県の紹介により施設入所が可能となった。

本ケースでの都の対応は、今後も同様なケースにおいて手帳を必要とする人たちの自立の道を閉ざすことに繋がるものであり、現状においては福祉への橋渡しについて更生保護施設は無力であると痛感した。本ケースでは幸いにして他県の手帳を所持していたことで新たな生活拠点が確保されたものであるが、制度面、運用面について現状が打開されなければ知的障害者の受け入れに積極姿勢をとる更生保護施設が増えることは期待できないと思料される。今後は、都道府県によって異なる申請基準、交付基準が厚生労働省の統一基準として運用されるよう切望する。

(4) 所 感

更生保護施設の現場において実践的な取り組みの中で、障害者の処遇についての制度や運用上の問題点を整理し、更生保護施設で何ができるのか…という現状の認識と今後の処遇のありかたを検討してきた。この研究会がきっかけとなって多くの福祉関係者と知り合い、連携を深めていくことで新たな活路を見いだすことができた。同時に、更生保護施設からグループホームや福祉施設に移行するためにコーディネーターが果たす役割の重要性を改めて認識した。

本研究において当施設に入所した療育手帳を所持している人及び手帳は持たないが知的障害の疑いのある人の処遇について、研究分担者や研究協力者と意見交換しながら、地域社会につなぐために本人にとって最良と思われる処遇方針を模索し提案してきた。そうしたなか、最終的な彼らの自己決定が必ずしも我々の提案と一致しない時（例えば、本件前と同様に不安定な生活環境に戻ることを強く希望する場合など…）、本人にとっての生きやすさとは何かを考えさせられた。また、これまで知的障害者と自覚することなく長い年月を生きてきた人に、新たな生き方の提案として「知的障害」を告知することは非常にデリケートな問題であるので、その手法やタイミングについて私自身学ぶ必要性を強く感じた。

更生保護施設が障害者を受け入れる際に隘路となっているのは、福祉施設等の受け皿が不足しており退所後の生活場所の確保が難しいことに他ならない。これまで福祉施設との連携の糸口のない更生保護施設は、独自の乏しい社会資源の中で自己完結せざるを得ず、処遇に行き詰まることが多かったため、受け入れそのものを躊躇する傾向が強かった。しかし、今後、センター機能が本格稼働し、更生保護と福祉のコーディネートが円滑に進むようになれば、更生保護施設が積極的に中間施設としての役割を担うことができるようになり、地域生活支援が急速に成果を上げていくことは明らかである。今後は更生保護、福祉、地域が連携したゾーンディフェンスを構築していくことで、より広く強固なセーフティーネットとなって障害者の地域生活が定着していくのだと確信している。

6 その他の実践事例

現在、私たちは、赤平守研究協力者を中心に、触法・虞犯障害者への具体的支援活動を行っている。こうした実践活動を通じて、少年院、医療少年院の出院後、また刑務所、医療刑務所の出所後、適切な支援を受けることが困難となっている障害者（手帳を持たない障害者も含む）への対応について、その問題点と今後の課題を探ることができる。

事例1 Aさん（男性20歳）軽度知的障害者

Aさんは窃盗により、平成15年2月～平成16年7月と平成17年4月～平成18年9月の2度、医療少年院送致を受けている。はじめの入院のときは知的障害者の療育手帳を取得していなかったが、1度目の入院中の平成16年3月、横浜市の療育手帳を取得した。窃盗の回数は万引きを含め150回にも及ぶといわれているが、これに関し、母親（父親は離婚、現在は内縁関係の男性と同居）からは適切な支援を受けることが出来ず、2度目の出院に対しては身元引き受けを拒否された。ここで横浜市のケースワーカーからの依頼があり、身元引き受けをしたのが横浜の知的障害者入所施設の「てらん広場」である。現在彼はその中で、日中は近くの作業所で部品解体等の作業をして、夜は入所施設（個室）で生活をしている。近い将来にはグループホームへの移行、そして一人暮らしを目指している。

事例2 Bさん（男性56歳）軽度知的障害者

Bさんは、覗きという犯罪を繰り返して過去5回の刑務所暮らしを経験している。静岡、府中、松江、横浜（2回）で合算6年ほどの刑期となっている。生まれたときから横浜市の下町に暮らし、父母と同居していたが、父母とも他界し、今回の出所（平成18年11月）に際して、身寄りは80歳をすぎた病気がちの叔母夫婦だけとなってしまった。自宅は現存しているが、一人暮らしには不安も多いため、前述の「てらん広場」が身元引受人となり、そこでの生活を始めている。

本人からは一刻も早く自宅に戻り、気ままな一人暮らしをしたいとの希望があるが、彼の「覗き」という犯罪はかなり病的な側面（実際に刑を執行されたのは5回だが、逮捕歴は十数回）もあり、本人自体の年齢を鑑みて福祉での支援がなされている。しかしBさん本人は納得して、この生活を続けているわけではない。

事例3 Cさん（男性18歳）中度知的障害者

Cさんは現在、K医療少年院入院中、既にその期間は2年を超えてしまっている。IQ54、中度知的障害者である彼の犯罪は、放火と下着盗、不法侵入など。母親も知的障害があり、母親が15歳のときに父親がわからない状況で出生した。母親に養育能力がないため、祖父母に引き取られるが祖母も知的障害があり、彼を虐待していた（祖母は数年前他界）とされている。前記の2例よりも、障害は重く奇声、多動などの問題行動はあったが少年院での矯正プログラムが彼の問題行動抑制に効果があったようで、問題行動はかなり減少している。祖父は現在では、監護能力がないため、少年院側としても横浜市内にある知的障害者の入所施設を探しているが、いまだに受け入れ施設は見

つかっていない。「てらん広場」は定員超過の現状)。横浜市障害者相談事業のコーディネーターが八方手を尽くして、とりあえず半年ほどの期間限定で厚木市にある入所施設と受け入れの交渉中。

事例4 Dさん(女性21歳)軽度知的障害、自閉傾向

Dさんは平成16年3月、女子中学生とのいさかいの際、所持していたカッターで相手を傷つけ、そして万引きにより少年鑑別所に拘留された。後日、家裁の審判を受け、保護観察となり、そのまま横浜市内の精神病院へ医療保護入院となった。入院中、いくつか知的障害者の作業所、グループホームなどの実習を受けるが、利用者とのトラブルを起こし受け入れは叶わなかった。母親はDさんとうまくやっていく自信がないとの事で家での引き取りを拒否。しばらくDさんの医療保護入院は続くこととなってしまった。その後、平成18年夏に、受け入れるグループホームが見つかり、今はそこから作業所に通っている。しかし、運よくグループホームが見つからなければ社会的入院に至ったケースといえるかもしれない。

以上、4つの事例は、本来、地域で生活する可能性があるにもかかわらず、引き受け手となるはずの親族に拒否され、本人の本当の意思とは別に、苦肉の策として、入所施設や病院での生活を選ばざるを得なかったケースである。再犯を未然に予防、制御するために施設機能を有効に利用したともいえるかもしれないが、本人が本当の意味で更生して地域の住民の一人としてこれからの人生を歩んでいくことを考えてみたとき、所謂「保護」という意味は持っても、生活支援という意味では本来目指すものとはかけ離れてしまっていることは否定できない。

障害者自立支援法の地域生活支援事業では、相談支援事業が重点項目として挙げられている。事例としてあげた例では、過去において、児童相談所や更生相談所が初期の段階で適切な相談支援をしていれば未然に防げたかもしれないことはいくつか考えられる。しかし、行政主体であるこれらの相談窓口は、起こった問題に対して対応する機能はあっても、障害者自身や家族の生活を支援する機能、ましてや、その人たちの生活を向上させるためにエンパワメントさせていく機能などは持ち合わせていない。さらに、考えなければいけないのがこういった相談支援事業のネットワーク化である。刑務所や少年院に送られる障害者のほとんどは中軽度の知的障害者であり、一般就労の経験があったりその活動範囲はひとつの行政域や福祉圏域に留まってばかりではない。

彼らの持っている生活圏域は一般人のそれとほとんど差異はないとも考えられる。ところが福祉行政の社会は、他の行政区とはほとんどネットワークと呼べる情報のやり取りがなされていない実態がある。今こそ、民間活力を有効利用して動ける相談支援事業のネットワーク化の構築が必要であるといえる。事例に挙げた横浜市では市を挙げてこのネットワーク化を推進しているが、東京都ではそれぞれが独自施策を持つ特別区23区が存在が、ネットワーク化の動きの妨げとなっている傾向がある。虞犯・触法の状況におかれている障害者、また刑期を終え、出所してくる障害者に対して既存の相談窓口だけでなく、具体的に生活支援となるネットワークを持った相談支援事業の展開は急務の課題である。特に犯罪の温床の多い東京都で行政区の垣根を越えた柔軟な対応のできる民間の相談支援事業のネットワーク化が強く望まれる。

事例5 Kさん（男性17歳）軽度知的障害者

Kさんは平成18年10月、本人が生活していた児童自立支援施設内で職員に対して傷害事件（全治4週間）を起こして、医療少年院入院の審判が下された。一見、全く一般の17歳の少年と変わらず（むしろカッコイイ少年と呼べるかもしれない）、話をしてみても口数は少ないが、話の辻褄が合わなかったり、話が突然飛んでしまうということもない。言わば障害者には見えない少年だった。ただ、時折見せる鋭い眼光だけは、普通の少年のそれとは明らかに違うものを持っていた。生育歴を見ると、父母は彼が幼少期に離婚、父（理容業）に引き取られたが、同居の祖父母との関係がうまく行かず、時折Kさんが祖父母に暴力を振るうため、止む無く児童自立支援施設への入所が決まっただらしい。彼の突発的な行動を精神科医は「反抗挑戦性障害」と診断している。

元々、さほど凶悪な事件ではなく、仮出院の見通しが立った平成19年4月、医療少年院から、Kさんの父が彼の受け入れに難色を示しているの、帰住先を探してほしいという旨の依頼があったので、彼の出身地近くの入所施設2か所に連絡し、面接を受けてもらうことにした。療育手帳は少年院入院後（平成19年4月）に取得したため、彼自身、自分の知的障害に対しての受容、認識はまだ出来ていない上に重度の知的障害者が多く暮らす施設（さらに平均年齢は40歳近い）は初めての経験であり、彼自身、戸惑いを感じた筈だが、とにかく少年院から早く出たいという一心であったのだと思う。彼は実家により近い施設を選択し、平成19年7月下旬に仮出院。保護観察の期間をこの入所施設で暮らしている。

Kさんの障害は軽度発達障害のように特徴が顕著に現れるものではなく、日常の会話レベルでは障害そのものは表面化しづらい。しかし、話を突き詰めていくとはじめの印象よりもかなり知的レベルの発達の遅れが大きいことに気付かされる。ということは周囲の人間も障害への知識がなければ彼の行動が単純に、反抗的とかやる気ない、といった誤解を持ったままの対応をしてしまう危険性が生じてしまうことになる。周囲の支援者には彼の障害特性を的確に捉えた対応が望まれる。

事例6 Fさん（男性24歳）中度知的障害者

Fさんについては、平成19年4月、森山研究協力者からの協力依頼があって、東京実華道場に面会に行ったのが初対面であった。更生保護施設の本来の目的の就労に結びつくことが困難で、福祉の支援を探してほしいという依頼だった。窃盗事件を起こして、少年刑務所にいたということだったが、初対面の彼は、非常に大人しく、人の顔を正面から捉えることの出来ない青年だった。（地域の授産施設によくいるタイプの知的障害者と言えるかもしれない）なるほど面接突破が第一関門のように思えた。

しかし、それより何より、気になったのは彼と家族の関係であった。彼は更生保護施設に入居依頼、数回に渡り、家族に手紙を出しているが、その手紙の封は切られているものの、そのままの形で施設に返送されていた。添えられた施設職員に対しての手紙には、わが子を否定する言葉が綴られている。結論とすれば、戻ってきてほしくないという内容である。しかし、本人はそのような返事が来ていることを知らずにいる。

故郷（家庭）に戻れない以上、彼の生活の場は東京を中心に探す必要がある。彼の能力、生活歴を考えると、大規模な入所施設よりも家庭的なグループホームがよいのでは、と考え、東京多摩地域のグループホーム（犯罪歴のある人も受け入れている）に連絡したところ定員一杯で直ぐの受け

入れは不可能の返事。次にグループホームの多い横浜市の相談員Y氏に依頼、グループホームの空状況、また犯罪歴があっても受け入れ可能か等を打診してみたところ、こちらは良い返事をいただいたので早速受け入れ準備に取り組むこととした。本人も見学、面接をして感触はとても良いと感じられた。しかし、最終的に彼が選択したのは、もう一方、東京実華道場で話を進めていた、彼の故郷近くにある入所施設への入所であった。施設での面接の際、幼なじみに偶然会ったことが、選択の決め手となったとのことだったが、彼の心の中での、家族との関係がどのような変化を見せていくのか、今後の大きな課題となるのではないかと思う。

事例7 Tさん（女性19歳）軽度知的障害

Tさんは、平成19年11月で医療少年院に入所して丸1年になる。知的障害の他に「器質性人格障害」という診断を受けている。この障害に起因するものとして乳児期、実の父親に殴る、蹴る、投げ飛ばされる等の虐待を受け、頭蓋骨骨折、脳室シャント術を受けた経緯がある。その後、父母は離婚、父からの虐待は無くなったが、母親も精神障害を抱えており、ネグレクトが始まり、本人の記憶によれば5歳ころから小学校、中学校を通じて苛めの対象となる。さらに本人にも幻聴等が始まり、小学校5年生ころから、万引き、放火等の行為を行い、虞犯少年となる。これも本人の言葉によれば「一度も友達はできたことがない」という。さらに中2の時、母親が不就労となり、彼女も家出を繰り返すようになる。さらに定時制高校に進学以後は、家出だけでなく、家出先で知り合ったホームレスの手引きで売春行為を始める。以後、精神病院への保護入院（この間に療育手帳を取得）さらに児童自立支援施設への入所を経て、平成18年7月、器物損壊（団地の掲示板チラシにライターで点火、掲示板を消失させた）で医療少年院入院。母親は出院後の引き受けを拒否、まったく面会にも来ない。また、Tさん自身も家族の住む、またいじめを受け続けた、生まれ故郷には帰りたくないという希望であった。

このような状態で帰住地探しの依頼を少年院より受け、事例6の横浜市のY氏、さらに精神障害者生活支援センターのO氏にも協力を願い、帰住調整を行う。ここでの我々の視点は、彼女を障害者としてではなく19歳の一人の女性として社会復帰してもらうことだった。そのため、知的障害者入所施設ではなく、婦人保護施設、グループホーム、一人暮らし等、様々な選択肢を模索した。何よりも彼女が自分自身を価値ある存在として思えるようになってくれること。「一度も友達はできたことがない」という彼女が人間への信頼を獲得してくれることである。

彼女が少年院で正月を迎えることがないよう、現在、多くの関係者に協力を得て、12月の出院を目指している。

事例8 Aさん（男性20歳）軽度知的障害

Aさんに関する報告は、前述した事例1のその後である。Aさんは平成19年3月入所中の「てらん広場」（横浜市）で保護観察を終了した。しかし、彼はその直後4月には窃盗罪で再逮捕されることとなる。後の取調べでは、保護観察終了以前から数回、家宅侵入と窃盗を繰り返していたことが明らかになった。「てらん広場」は入所施設ではあるが、横浜市という大都市の中、大きな団地に隣接していて、入所者の外出も届出があれば自由に出来る。特に作業等が休みの土日は職員も、入所者の行動を全て把握することは不可能となる。支援する側とされる側の根底にあるのは「信頼

関係」のみということになる。

将来、一般企業への就職、一人暮らしを望んでいたAさんが、何故、同じ犯罪を繰り返したのか。時折、恋愛や結婚の話題になると「自分なんか…」が口癖だった彼にとって、自分の存在価値を求められるのは犯罪しかなかったのだろうか。「将来は自分の家がほしい」と話していた、彼にとって福祉的就労で得られる収入は夢を実現させるには、程遠い額であるという現実、身につけてしまった窃盗（150回以上）という犯罪が生きる術だったのか。

以前、彼と外食したとき、15歳から窃盗を繰り返し、少年院に2回入った延べ5年間を「僕は損をしたんです」と言っていた。「損」の意味は何だったのか？ また、彼が医療少年院入院中に取得した療育手帳が、「障害者として生きること＝将来の可能性を奪うもの」だったとしたら、そして自立生活という大きな目的が、福祉での支援という手段によって歪められてしまったとしたならば、当事者主体という意味を改めて考え直さなければならないのかもしれない。

結局、犯行時20歳に達していたAさんは、刑事裁判の結果、懲役3年執行猶予5年の判決を受け再度、「てらん広場」での生活を続けている。執行猶予の5年間に重く押し掛かっている。

以上の事例を検証してみると、それぞれ生育歴の中で共通した以下の4つの要素が見えてくる。

生育の中での要素

1. 貧困と無知（社会状況・福祉情報を知る心の余裕と術を持つことが出来ない）

基本的に障害者福祉のサービスは申請主義である。生活そのものに追われる状況の中で、また福祉の情報が家族に届く可能性は極めて低く、全く福祉に関しての知識をもてない家族は決して珍しくはない現状がある。

2. 家族関係の崩壊（障害の否定と無理解、虐待、ネグレクト）

障害という言葉自体の持つイメージは家族にとって受け入れがたいものがある。特に中・軽度の知的障害は家族が気づき、障害者として結びつけることが難しく、出来の悪い子、親の言う事を聞かない子として親に疎んじられ、虐げられる可能性が高い

3. 苛め、虐待、偏見、差別（無能な者、弱者として不当に底辺に位置づけられる）

家族関係だけでなく、本来、友人との対等な関係の中から育まれるはずの関係性が成立出来ずに社会性が一方的に奪われる。自分を守るため、不当に低く位置づけられた自分を、受け入れなくてはならなくなる。自信が持てない。

4. 本人の障害（認識、社会性の発達の遅れ）

1～3の要素にあわせて、本人の認識、社会性の発達の遅れが、本人たちの社会生活力を高める力をさらに弱めている。

そしてその全てが本人の意思とは関係なく起こる

以上の要素を考えてみると、彼らは加害者となる前に、被害者として成長期を送っていることは明らかである。被害者であった者が、どんな時、どんな要素が重なって加害者となっていくのか？ それを未然に防ぐことは出来ないのか？ 少なくとも、苛め、虐待があった時点で、学校や児童相談所が他の要素にもいち早く気づき、他の専門家等との協力体制を作ることができれば、加害者になる以前の被害者の段階で、本人支援ばかりでなく、家族支援にも取り組むことが可能かもしれない。

障害者自立支援法では、地域自立支援協議会が困難事例に対して積極的に取り組むことと、相談支援体制の充実が謳われている。しかし現状は、それとは程遠い。彼らが被害者としてSOSを発信しているとき、虞犯少年となっているときに、如何に多面的に状況を捉え対応できるか。被害者であるときも、加害者となってしまったときも、彼らの病んでしまった心とその痛みを感受できる支援者をどのように増やしていけるのか、課題は大きい。

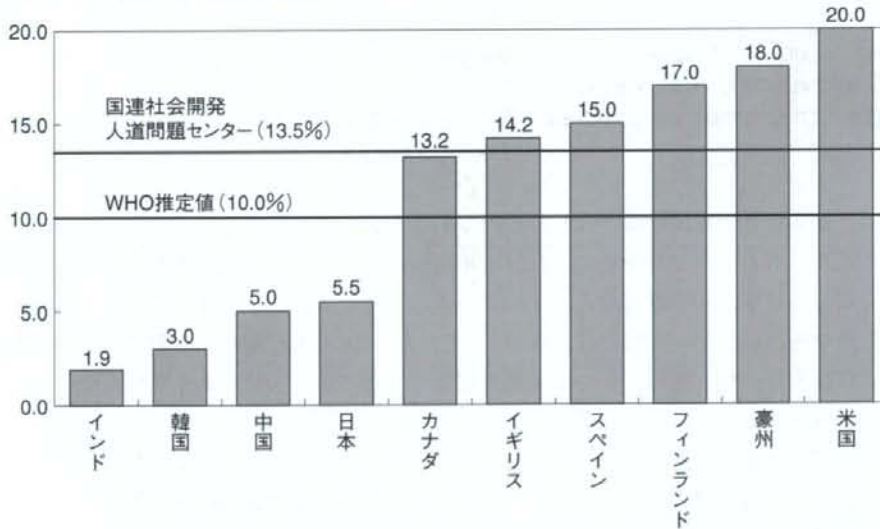
7 問題点の整理

研究協力者 すぎなみ障害者生活支援コーディネーターセンター所長・社会福祉法人同愛会相談員
赤平 守

(1) 日本における障害者とは

障害者基本法によると、総則の第2条（定義）において「障害者とは、身体障害、知的障害又は精神障害があるため長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう」となっている。平成19年度の厚生労働白書によると、身体障害351万人、知的障害55万人、精神障害302万人合計708万人となっていて、日本の総人口で割ると、人口比は5.5%となる。そして、下の図7-1は、世界各国の人口に対する障害者の割合を示したものである。

図7-1 世界の障害者の割合



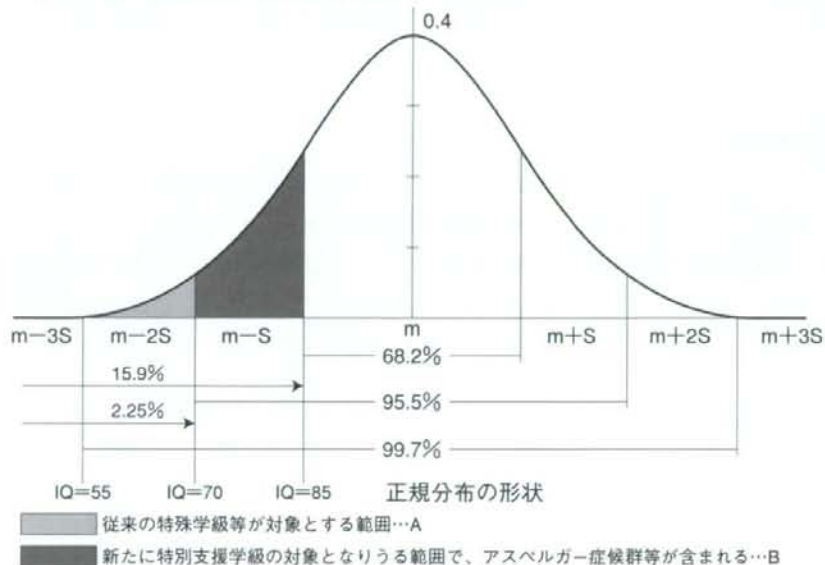
(<http://www.kijikiji.com/consultant/mean/syogaisya.htm> より引用)

このグラフを見れば、一見してWHOの推定値や欧米先進国に比べ、日本の障害者数が極端に少ないことがわかる。当然、日本だけが障害者が少ないという事ではなく、各国によって障害の定義や認定基準がばらばらであるという事になる。日本において、障害者とは前述のとおり、身体障害、精神障害、知的障害の三障害であり、身体障害と知的障害は身体障害者手帳、療育手帳（都道府県、政令都市によって呼び方が違う）の保持者が、その対象者（精神障害は継続的な通院、入院の必要性の証明）となっている。これと比較して、ほかの国々はどうだろうか。

例えば、英国の障害者差別禁止法における、障害の定義は「通常の日常生活を送るために必要な

能力に対し、重大な悪影響を長期間に渡り与えるような肉体的または精神的な機能障害」となっており、HIV感染者についてはその診断を受けた時点、またガン患者については生活に重要な結果が出た時点から同法の対象となる。これだけでも欧米に比べて、日本の障害者の範囲が狭いことが解るが、特に今回の研究事業の主たる対象者と考えられる、知的障害者に関しては、統計学的に見て障害者として認定されている数が極端に少ないことがわかる。

図7-2 知能指数の正規分布曲線

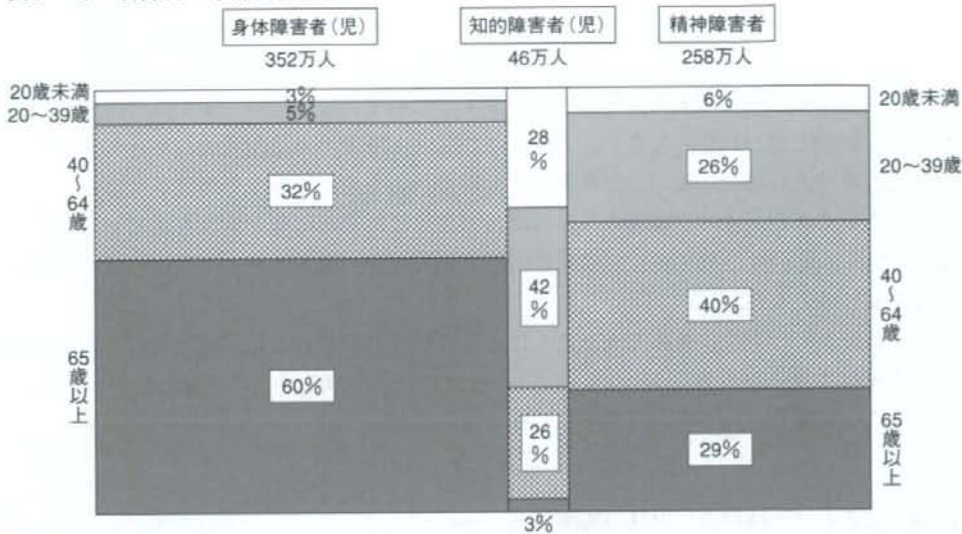


(引用：http://www.toshima.ne.jp/~office_y/2.doc より)

図7-2は、知能指数の正規分布を表したものであるが、これを見るとIQ70以下の割合が全人口に対して2.25%であることがわかる。これは欧米各国が示している知的障害者の割合とはほぼ一致する。これに対し、日本の知的障害者人口は約55万人。日本の人口約1億2千7百万人に対しては約0.43%にしかない。データの的には、日本に280万人～300万人程度が知的障害者として認定されていい計算になる訳だが、実態としては障害者福祉の対象となる実数はあくまでも55万人となっている。また、療育手帳の重度と中・軽度の保持者の割合は重度約45%に対し、中・軽度約55%という結果（平成17年知的障害児（者）基礎調査）となっているが、統計学的に見れば中・軽度の割合は9割を当然超えるはずである。この結果を見ても、「手帳のない知的障害者」が社会の中でいかに多く埋もれてしまっているかは明白である。では、なぜ、軽度の知的障害（それが疑われる）人たちは手帳を取得しない（出来ない）のだろうか。これに関しては、また興味深いデータがある。

図7-3は各障害の年代別構成比を表したグラフだが、65歳以上の割合をみると、身体障害と知的障害では顕著な違いが表れている。平成16年データのため、各障害の実数は現在よりも少ないが、身体障害者の65歳以上の割合が60%なのに対し、知的障害者の65歳以上の割合はわずかに3%しかない。このデータは介護保険部会の資料なので、高齢化と中途障害の関係性を表現したかったものなのだろうが、注目すべきは知的障害者の数字である。確かに知的障害者の場合、突然死が多いという報告もあり、自分の病状を正確に訴えられないというハンディがあることも事実だが、医療の進んだ今、3%とはあまりに低い数字である。さらに39歳以下の割合は70%となり、この結果は昭

図7-3 各障害の年齢別構成比



http://www.iryofukushi.com/program/kachou/070611/shimizu_01.pdf より引用

和55年、今から80年近く前の日本の年代別人口構成（国立社会保障・人口問題研究所、統計資料より）によく似ている。この結果に私見を交えて分析してみると、あの「手帳を持たない知的障害者」の人たちが深く関係しているのではないかとという予測が立てられる。

日本に現在の知的障害者福祉法の前身である「精神薄弱者福祉法」が制定されたのが昭和35年。今から48年前である。仮に現在68歳の人であるならば、当時その人はすでに成人していたことになる。更生相談所等で知的障害の判定をする際、その証明する条件として、「18歳未満に生じたもの」という要件がある。果たして、それなりに成人になるまで社会生活をしてきた人に、この証明は困難なものではなかったか。さらに申請制度の福祉制度は軽度であっても、知的障害を抱える人にとっては「ややこしい」「わかりづらい」ものでは、なかったのだろうか。さらに「しょうがいしゃ」という言葉の響きは、敬遠したいもの（現在も）に違いない。また、刑務所や更生保護施設の高齢化の現状を鑑みると、日本の障害者福祉の歴史は、障害者基本法の「日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」の部分重視するのではなく、やはり手帳保持者を重点に考えてきた施策であることが浮き彫りにされるのである。

(2) 社会復帰に対する障害者福祉の関わり方の問題点（事例を通して）

山本グループの研究においても、過去2年半の間、障害のある刑余者や少年院退院者に対して、障害者福祉のサイドからの働きかけにより、再犯を食い止めているケースやその実践報告を幾つかしてきたが、ここでは障害者福祉が社会復帰に関わることが必ずしも上手くいかなかった事例、現制度の限界点を考えさせられた事例を紹介してみたい。

事例9 Aさん（男性17歳）中度知的障害

Aさんは現在、少年院に入院中で、既にその期間は2年になろうとしている。彼が少年院措置に至った理由は彼が入っていた児童自立支援施設内での職員に対しての暴行であった。その時の状況

等を考えれば、少年院措置ではない方法も考えられたが、親の養育能力の無さ等などの理由から少年院措置となった。知的にはかなり低い部分もあり、規律違反も数回あったが、何とか1級上まで進級することが出来た。

しかし、家庭環境に問題があり、家族の元へ戻すこともできないため、知的障害の児童施設入所が適当ではないかと思われた。しかし、Aさんの住居のある市の児童相談所のケースワーカーは、地元に適当な受け入れ施設がないことを理由に、彼が19歳を迎える春まで退院させないでほしいと少年院側に言ってきた。彼の支援者たちは「隣の市には受け入れ可能な施設もあるから、手続きをしてくれないか」という要望を児童相談所に対して出したが、担当ケースワーカーは管轄が違うとして、首を縦に振らない。

Aさんは自分が今、1級に進級できたことは十分に理解できているし、彼が入院以来、仮退院していった少年はすでに数十名に達している。「自分はいつ出られるのか？何故、自分は出られないのか？」彼の中に重苦しい不安感が生まれてきている。

事例10 Kさん（男性42歳）中度知的障害

Kさんは過去3回にわたり服役していたが、罪状はいずれも軽微な窃盗、万引き等であった。今年の春、北海道の刑務所を仮出所し初めて更生保護施設に入った。関東北部の県の出身であったが、知的障害が疑われるため、支援者たちの勧めもあり、東京都で判定を受け、療育手帳中度（愛の手帳3度）を取得することが出来た。

更生保護施設職員や支援者は福祉での生活（生活保護と年金を基本とした生活）の方策を求め、Kさんと共に知的障害の作業所、就労支援センターなどを見学したが、42年間福祉とは全く接点を持つことなく生きてきた彼にとっては、自分の障害を受け入れること、障害者として生きることは容易に理解できることではなかった（手帳取得の意味も保険証同様の証明書を貰う、くらの理解しか出来ていなかった）。何度か更生保護施設職員とともにハローワークで障害者雇用の働き口なども探してはみたが、彼の納得できる仕事はなかった。

結局、更生保護施設入所期間中に保護観察の期間が終了すると、自分で新聞の求人広告で探してきた、建築現場の仕事（長年、そのような仕事で生活していた）を決め、更生保護施設をあとにした。彼にとって「寝る場所」と「毎日の食いぶち」の心配がいらず、すぐにそれが提供されることの方が将来の生活の安定よりも解りやすく魅力的であったことは間違いない。

事例11 Mさん（男性22歳）軽度知的障害

Mさんは十代の時に一度、占有物離脱横領で保護観察の処分を受けたものの、受刑歴はない。そしてMさんの生活にはいわゆる、一般的に思われているような“弱者”としての障害者のイメージはない。家族構成は父親が公務員ではあるがアルコール依存の傾向が強い。母親には軽い知的障害の疑いがあり、妹もまた軽度知的障害者である。こういった成育環境では生活力自体が弱まっていくような印象を受けるが、彼の場合は少々違っていた。彼は受動的な障害者ではなく能動的な障害者なのである。子供のころは案の定、いじめにもあっていたようだが、外見的にも今風のイケメン青年のMさんは何人もの女性との関係が続けながら、お金を貢がせ、更に稚拙な嘘を重ねながら（不思議と女性に訴えられることもなかった）放浪に近い生活を続けている。